事　務　連　絡
令和８年 11 月 13 日

別記団体　御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省政策統括官付情報政策総括担当参事官室

国家資格に係る資格情報のデジタル化・確認方法について

厚生労働行政の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国家資格に係る申請等手続のオンライン化について（周知）」（令和８年 11 月 13 日付け事務連絡）において、マイナンバーカード、マイナポータル、国家資格等情報連携・活用システムを活用した申請等手続がオンライン化される旨周知したところです。

今般、国家資格に係る申請等手続のオンライン化と同時に、資格情報のデジタル化による「デジタル資格者証（※１）」の発行が可能となりました。

このため、採用時における資格情報の確認には、デジタル資格者証を利用することが可能となりますので、免許証原本の提示と同様に取り扱っていただきますようお願いいたします。

この際には、マイナンバーカードの提示を求め、「マイナンバーカード対面確認アプリ（※２）」による IC チップ情報の読み取りを行い、本人であることを御確認ください。併せて、提示されたマイナンバーカードを用いて、マイナポータルを通じたデジタル資格者証の表示を求め、表示されたデジタル資格者証の二次元コードをスマートフォンのカメラ等で読み取ることで、資格情報の有効性の確認を行ってください。なお、本人であることの確認及び資格情報の有効性の確認に関しましては、別添「資格情報の確認方法について」を御確認ください。また、採用する事業者側で資格情報を保管しておく必要性がある

場合は、①「マイナンバーカード対面確認アプリ」より出力可能な「本人確認記録」、②デジタル資格者証、③資格情報の有効性確認画面をそれぞれ印刷し、併せて保管するようにしてください。

※１　「デジタル資格者証」は、厚生労働省が発行する免許証原本、または各団体から発行される資格証とは異なりますので、御留意のほどお願いいたします。
※２　デジタル庁が提供するマイナンバーカードに格納された氏名などの本人情報を確認するためのアプリ

つきましては、貴団体におかれましては、資格情報のデジタル化について、関係団体・資格保有者への周知に御協力いただくとともに、新規に免許申請を行う者又は資格保有者の利用促進に向けて、格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

（連絡先）
電話番号（代表）03-5253-1111
【医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師に関すること】
厚生労働省医政局医事課免許室　近藤、今、鈴木（内線 4160、2250）
【医師臨床研修修了者に関すること】
厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室　片山、酒井（内線 4123）
【歯科医師臨床研修修了者に関すること】
厚生労働省医政局歯科保健課　湊、四家（内線 4086、2618）
【医師少数区域経験認定医師に関すること】
厚生労働省医政局医事課　神宮寺、富永（内線 4148、4047）
【薬剤師に関すること】
厚生労働省医薬局総務課試験免許係　佛圓、岩村（内線 2715、2198）
【国家資格等情報連携・活用システムに係る総合的な照会に関すること】
厚生労働省政策統括官付情報政策総括担当参事官室　西上（内線 7784）

（別記）

一般社団法人　日本病院会
公益社団法人　全日本病院協会
一般社団法人　日本医療法人協会
一般社団法人　日本社会医療法人協議会
公益社団法人　日本精神科病院協会
公益社団法人　全国自治体病院協議会
一般社団法人　国立大学病院長会議
一般社団法人　日本私立医科大学協会
一般社団法人　全国公私病院連盟
一般社団法人　日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
社会福祉法人　恩賜財団済生会
公益社団法人　日本歯科医師会
公益社団法人　日本看護協会
公益社団法人　日本助産師会
一般社団法人　日本精神科看護協会
公益財団法人　日本訪問看護財団
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人　北海道社会事業協会
独立行政法人　国立病院機構
独立行政法人　労働者健康安全機構
独立行政法人　地域医療機能推進機構
国立研究開発法人　国立がん研究センター
国立研究開発法人　国立循環器病研究センター
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター
国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
全国知事会
全国都道府県議会議長会

全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会
各医科大学（医学部）長
各歯科大学（歯学部）長
各保健師学校（養成所）長
各助産師学校（養成所）長
各看護師学校（養成所）長
公益社団法人　日本薬剤師会
一般社団法人　日本病院薬剤師会
一般社団法人　日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人　日本保険薬局協会
各薬学関係大学長
公益社団法人　全国有料老人ホーム協会
一般社団法人　全国介護付きホーム協会
一般社団法人　高齢者住宅協会
特定非営利活動法人　全国盲老人福祉施設連絡協議会
一般社団法人　全国軽費老人ホーム協議会
公益社団法人　全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　全国社会福祉法人経営者協議会
一般社団法人　全国福祉用具専門相談員協会
一般社団法人　日本福祉用具供給協会
一般社団法人　日本介護支援専門員協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
公益財団法人　全国老人クラブ連合会
シルバーサービス振興会
日本在宅介護協会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
民間介護事業推進委員会
全国介護事業者連盟
特定非営利活動法人　全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人　全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
公益社団法人　日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　地域福祉部（全国ホームヘルパー協議会事務局）

一般財団法人　長寿社会開発センター（日本ホームヘルパー協会事務局）
公益社団法人　日本介護福祉士会
日本介護クラフトユニオン(NCCU)
認知症介護研究・研修東京センター
認知症介護研究・研修大府センター
認知症介護研究・研修仙台センター
一般社団法人　日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
公益社団法人　認知症の人と家族の会
公益社団法人　全国老人保健施設協会
一般社団法人　全国訪問看護事業協会
一般社団法人　全国デイ・ケア協会
一般社団法人　日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人　日本リハビリテーション病院・施設協会

全日本病院協会 医療行政情報
https://www.aiha.or.jp/topics/admin.html

資格情報の確認方法について

【デジタル資格者証を利用する場合】①本人確認と②資格情報の有効性確認

別添

①事前準備



医療機関等の皆様

事前に以下をご準備ください

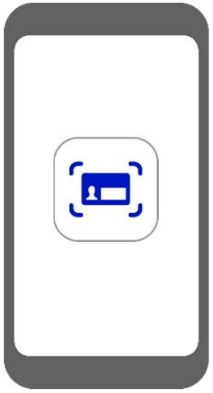

〇マイナンバーカード対面確認アプリ(※)
事前に、App Store / Google Playからダウンロード

〇マイナンバーカード対面確認アプリをインストールした
スマートフォン、タブレット

※カメラ（OCR機能）を用いて、マイナンバーカードの表面の情報を自動で読み取ります。
この機能は、以下の環境で利用できます。
- iOS: カメラを搭載している端末
- Android: カメラを搭載している端末
- macOS/iPadOS: カメラを搭載している、または接続している端末



資格保有者の皆様

事前に以下をご準備ください



〇マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）
事前に、App Store / Google Playからダウンロード

〇マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を
インストールしたスマートフォン、タブレット

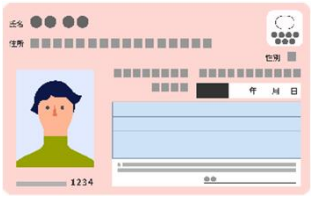

〇マイナンバーカード
〇利用者電子証明書パスワード 数字４桁 ※
※マイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード

全日本病院協会 医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admin/no7

資格情報の確認方法について

【デジタル資格者証を利用する場合】①本人確認と②資格情報の有効性確認

②本人確認の方法



医療機関等の皆様

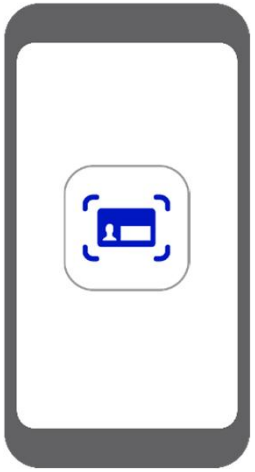

「マイナンバーカード対面確認アプリ」をインストールしたスマートフォン、タブレット

利用をはじめる



カードをカメラで読み取る



カードをかざす

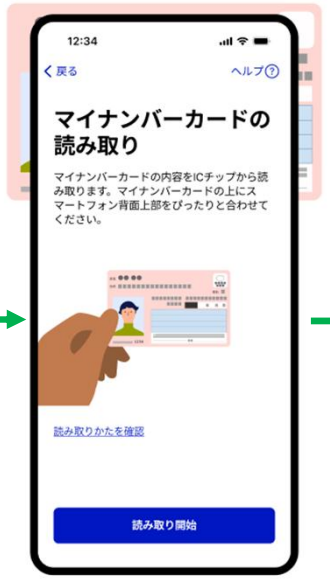

本人であることを確認



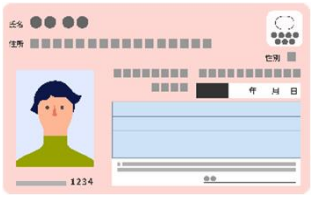

マイナンバーカードの提示

資格情報の有効性確認のため、デジタル資格者証の表示を依頼



資格保有者の皆様

②資格情報の有効性確認の方法へ

全日本病院協会 医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admin.html

資格情報の確認方法について

【デジタル資格者証を利用する場合】①本人確認と②資格情報の有効性確認

③資格情報の有効性確認の方法



医療機関等の皆様



資格保有者の皆様

スマートフォンのカメラ等で読み取る



検証の実施



資格情報の有効性確認





対面にて
デジタル資格者証を表示

※デジタル資格者証の発行については、
「国家資格に係る申請等手続のオンライン化について（周知）」（令和８年11月13日付け事務連絡）別添「申請等手続方法について」をご参照ください

※マイナンバーカード対面確認アプリとは

・マイナンバーカードの券面偽造対策として、実物のマイナンバーカードのICチップを読み取り、その情報をアプリの画面に表示するデジタル庁公式アプリ。

・実物のマイナンバーカード（ICチップ）と、スマートフォンのマイナンバーカードの両方の読み取りに対応。マイナンバーカードが一体化した特定在留カード・特定特別永住者証明書の読み取りにも対応している。

・利用者の暗証番号(PIN)の入力なしで、安全に属性情報（氏名・生年月日・住所など）の取得できる。
スマートフォンのマイナンバーカードでは、生年月日を開示しなくても、年齢や、20歳以上かどうか年齢範囲だけを取得することもできる。

・App Store / Google Playから、アプリをダウンロードするだけで利用可能。

・個人情報は、アプリ内の履歴には保存したり、スクリーンショットでの画面の撮影はできないようにしているが、犯収法にも対応した証跡として活用するために、PDFに出力できる証跡出力機能を搭載。

・読み取ったデータをシステム連携するために、対面確認SDKを提供している（要申請）

想定される活用シーン

・口座開設時の本人確認
・対面での身元確認（観光地の二重価格）
・年齢確認（飲食・娯楽・チケット販売）
・自治体窓口での本人確認　等

「マイナンバーカード対面確認アプリ」の詳細は、
デジタル庁ホームページをご確認ください。

＜デジタル庁ホームページ＞
https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/

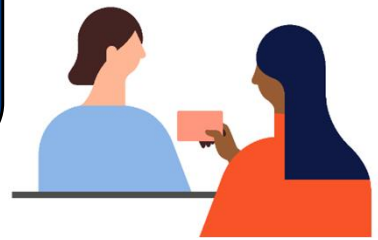

出典：デジタル庁資料より厚生労働省により一部加工